

税金

市・府民税の申告は3月15日(金)まで

31年度市・府民税の申告を受け付けています。

とき 3月15日(金)までの平日

午前9時～正午、午後1時～5時

ところ 第3会議室(市役所別館3階)

申告が必要な人

1月1日現在、市在住の人
申告が不要な人
次のいずれかを満たす人

- 30年中に収入がなかった、または合計所得金額が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+21万円以下
- ※同一生計配偶者や扶養親族が

いない場合は35万円以下
○税務署で確定申告する

○勤務先などから市役所に給与支払報告書または公的年金等支払報告書が提出される

※所得がない場合でも、国民健康保険料の算定や各種手当の申請に所得証明や非課税証明が必要な人は申告が必要
申告に必要な物

本人確認書類(マイナンバーカード、通知カード、運転免許証など)、印鑑

住宅ローン控除の申告は3月15日(金)まで

年末調整をしない人、住宅ローン控除を初めて受ける人は、税務署の確定申告が必要です。

問合せ 課税課

06(6902)58808

〒571-85805

期間間近は混雑し、受付まで

「門真市役所」課税課

06(6902)58808

市役所では確定申告(税務署分)の受け付けはできません。

所得税および復興特別所得税の確定申告書は門真税務署の申告会場へご提出ください。

※作成済みの申告書のみ市役所で受取可

住宅ローン控除の申告は3月15日(金)まで

年末調整をしない人、住宅ローン控除を初めて受ける人は、税務署の確定申告が必要です。

問合せ 課税課

06(6902)58808

期間間近は混雑し、受付まで

原付バイク、軽自動車などの名義変更・廃車の手続きは4月1日(月)までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。4月2日以降に名義変更や廃車の手続きをしてもその年度分は課税され、払い戻しはありません。

次のいずれかを満たす人は、4月1日(月)までに手続きをしないと、31年度以降も軽自動車税が課税されます。

- 譲渡(名義変更)した
- 盗難、解体などで車両がなくなった
- 転出などで定置場が変わった
- ※住民票の異動とは別に申告が必要
- 所有者が死亡した

- ◆市役所で手続きできる車種 下表のとおり
- ◆車種別の申請場所・問合せ 手続方法は事前に確認ください。
- 軽自動車(軽三輪・軽四輪) 軽自動車検査協会(高槻市大塚町4-20-1) 050(38816)1841
- 軽二輪(125cc超)、二輪の小型自動車(250cc超) 近畿運輸局大阪運輸支局(寝屋川市高宮栄町12-1) 050(56540)20588



◆市役所でできる手続きに必要な物

車種	手続き場所	必要な物
・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車 ・ミニカー	課税課 06(6902)5874	・印鑑(スタンプ印不可) ・申告済証 ・ナンバープレート

※市在住の人へ譲渡した場合、双方の印鑑および住所・氏名・生年月日・連絡先の記入が必要。ナンバープレートは継続使用可
※代理人が手続きする場合、代理人の印鑑も必要
※盗難などにあった場合、警察へ盗難届を出した後、必ず市役所でも手続きが必要
※申告済証を紛失した場合、身分証明書および車台番号の石ずり(車両に打刻されている車台番号に紙を当て、上から鉛筆でこすったもの)が必要

市役所の目曜相談窓口

相談内容	とき	持ち物・業務内容・問合せなど
マイナンバー	3月10日(日) 午前9時～正午	業務内容 通知カード・個人番号カードの交付、マイナンバーに関する相談 相談・問合せ 市民課 06(6902)5983
国民年金		持ち物 年金手帳、印鑑など ※離職した人、代理人の申請時は別途必要書類あり 相談・問合せ 市民課 06(6902)6005
市税納付	3月31日(日) 午前10時～午後3時	※証明書の発行などは不可 相談・問合せ 納税課 06(6902)5935
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料納付		※南部市民センターでも受付可。ただし、納付書・保険証の発行は不可のため後日郵送 相談・問合せ 保険収納課 06(6902)5939

に時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

申告・相談期間 3月15日(金)までの平日

申告書作成会場 守門真商工会館

◆確定申告書等作成コーナーをご利用ください

確定申告書は国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成することができます。作成した申告書は郵送、e-Taxでの送信、税務署の時間外收受箱への投函で提出できます。

30年分所得税及び復興特別所得税確定申告書の納期限は3月15日(金)

申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知などのお知らせはありませんのでご注意ください。

納付には便利な振替納税をご利用ください。

※振替納税について詳しくは国税庁ホームページ参照

還付される税金の口座振込での受け取り

還付される税金の受取方法に口座振込を希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類、口座番号(ゆうちょ銀行の場合は記号番号のみ)を書いてください。

なお、振込先には申告者本人名義の口座をご利用ください。

※一部のインターネット専用銀行は受取不可。詳しくは各インターネット専用銀行に確認

問合せ 門真税務署 06(6909)0181

4月1日(月)に地域生活支援拠点ジェイ・エスを開設



新規建設での設置は北河内初

障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、グループホームやショートステイができる設備や24時間体制での相談受付など、さまざまな支援機能を集約した施設を新たに開設します。

また、開設に合わせて、障がい者基幹相談支援センター・えーる、障がい者虐待防止センターを同施設内に移転します。

利用時間 平日 午前9時～午後5時30分
開設場所 桑才新町24-2

4月以降の各施設の連絡先

- 地域生活支援拠点ジェイ・エス 06(6780)3501
- 障がい者基幹相談支援センター・えーる 06(6901)0101 FAX 06(4967)5554
- 障がい者虐待防止センター 06(6901)0202 FAX 06(4967)5554

問合せ 社会福祉法人門真共生福祉会 06(6905)1397 障がい福祉課 06(6902)6154

福祉

ストーマ装具、紙おむつの給付(上半期分)の申請受付

3月1日(金)から障がいのある人へのストーマ装具、紙おむつの給付申請(4月～9月分)を受け付けます。

申請に必要な物 身体障がい者手帳、印鑑、個人番号カードまたは通知カード

※代理人の場合は委任状 ※詳しくは市ホームページ参照

問合せ 障がい福祉課 06(6902)6154

世界自閉症啓発デー 発達障がい啓発週間

4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。また、4月2日～8日は「発達障がい啓発週間」として、全国で発達障がいの啓発のためのさまざまなイベントが行われます。

発達障がいの人たちが社会の中で自立するためには、私たち一人ひとりの理解が必要です。詳しくは世界自閉症啓発デーホームページ参照

問合せ 府民お問合せセンター

子どもの居場所フォーラムかどま

市内で子ども食堂や学習支援などの活動が大きく広がっています。子どもたちが家、学校以外でも安心できる第3の居場所の意義を考えてみませんか。

とき 3月23日(土) 午後6時15分～8時30分

※事前申込不要

ところ ルミエールホール 費用 無料

主催 子ども居場所フォーラムinかどま実行委員会 共催 門真市子ども食堂連絡会 NPO法人トイボックス、門真市社会福祉協議会

問合せ 門真市社会福祉協議会 06(6902)6453

介護予防教室

とき 3月23日(土) 午前10時～11時

ところ 中塚荘